平成２５年（フ）第２３２号
兵庫県姫路市飾東町豊国1101番地13
債務者　勝島　勝義
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２３３号
兵庫県姫路市飾東町豊国1101番地13
債務者　勝島　浩之
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２３５号
兵庫県姫路市香寺町犬飼324番地３
債務者　加茂　和志
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１１号
和歌山県日高郡美浜町大字和田1138番地の242
債務者　杉本　隆子
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２５年（フ）第１１号
山口県萩市三見142番地16
債務者　伊藤　孝明
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２５年（フ）第１１１号
福岡県小郡市寺福童499番地27
債務者　安達　武晴
1　決定年月日時　平成25年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第９５号
北九州市小倉北区明和町７番１―201号
債務者　川﨑　恭司
1　決定年月日時　平成25年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第８号
長崎県壱岐市郷ノ浦町里触552番地
債務者　福井　　定
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２５年（フ）第１０号
鹿児島県指宿市山川成川3906番地
債務者　松﨑　賢二
1　決定年月日時　平成25年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２５年（フ）第３８号
福島県いわき市泉玉露７丁目15番地の23コーポ玉露101
債務者　長嶺めぐみ
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２５年（フ）第９８号
三重県津市藤方2258番地１　サツキソウ10号
債務者　谷﨑　義仁
1　決定年月日時　平成25年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１０３号
三重県四日市市河原田町752番地　サンビレッジ伊倉Ⅰ―203、前住所三重県鈴鹿市高岡台４丁目１番28号
債務者　浅井　貴行
1　決定年月日時　平成25年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１０９号
三重県桑名市大字和泉1356番地７
債務者　栗田　史記
1　決定年月日時　平成25年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１１１号
三重県桑名市中央町２丁目７番地　アメニティ21―202号、前住所三重県桑名市寿町１丁目15番地
債務者　茨木　英二
1　決定年月日時　平成25年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１０５号
京都市伏見区桝形町465番地　ポアン・ドルク201
債務者　田野　純一
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５４０号
京都市伏見区向島中島町85番地26
債務者　西山　　彰
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５５９号
京都市南区東九条東札辻町14番地１　チコーベルメゾン札ノ辻Ⅰ207号
債務者　木村　真二
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係